高松市下水道汚水排除量の認定基準

（趣旨）

第１条　この内規は、高松市下水道条例（昭和３９年高松市条例５７号）第１６条第１項第２号及び同条第２項に定める汚水排除量の認定における基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　水道水以外（以下「井戸水等」という。）に係る汚水排除量認定　井戸水等又は水道水と井戸水等を併用して使用する場合の汚水排除量の認定をいう。

(２)　減量認定　営業等に伴う使用水量と汚水の排除量が著しく異なる場合に、公共下水道に排除されない水量（以下「減量水量」という。）の認定をいう。

（井戸水等に係る汚水排除量認定の対象）

第３条　前条第１号に規定する井戸水等に係る汚水排除量認定の対象は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

(１)　井戸水を使用する水量について、その水量が明らかな場合

(２)　雨水を使用する水量について、その水量が明らかな場合

(３)　再生水を使用する水量について、その水量が明らかな場合

(４)　その他市長が特に必要があると認める場合

（減量認定の対象）

第４条　第２条第２号に規定する減量認定の対象は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

(１)　加工された飲料水、食料品等の製品に含まれる水量について、その水量が明らかな場合

(２)　ボイラー又はクーリングタワーからの蒸発水等について、補給水量からブロー水量を除いた水量が明らかな場合

(３)　散水等で地下に浸透する水量について、その水量が明らかな場合

(４)　船舶へ補給する水量について、その水量が明らかな場合

(５)　その他市長が特に必要があると認める場合

（その他認定の対象）

第５条　前２条の規定にかかわらず、排水口にメーター等を設置し、公共下水道に排除した汚水の量を正確に計量できる場合には、その計量水量を汚水排除量として認定することができる。また、メーター等で計量することが困難であると市長が認める場合で、その水量を明確かつ合理的に把握できる書類等を提出できるときは、当該水量を汚水排除量として認定することができる。

（メーター等の取扱い）

第６条　前３条の規定による認定を受けようとする者が、認定に係るメーター等を設置する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

(１)　メーター等の設置工事については、自らの負担により行わなければならない。

(２)　メーター等の設置後は、自らの責任により適切な維持管理を行わなければならない。

（委任）

第７条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この内規は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この内規の施行の日前に、高松市上下水道局建設工事監督要領の運用基準等を廃止する基準（平成３０年４月１日施行）による廃止前の高松市下水道使用水量の減量に関する取扱基準の規定によりなされた手続その他の行為は、この内規の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。